

所有者不明船の撤去を実施(揖斐川左岸油島地区)

○重点的撤去区域(海津市海津町油島地区・揖斐川左岸13.7km、治水神社付近)において、平成30年12月11日～12日に所有者不明船に対する簡易代執行を実施しました。

簡易代執行(河川法第75条第3項)
 10月31日 除却公告
 (除却期限:11月30日)
 12月11日 執行宣言、船体調査
 12月12日 船舶撤去・保管



12月11日 簡易代執行宣言
 村田 木曾川下流河川事務所長



12月11日 船体調査



12月12日 船舶撤去



12月12日 船舶保管

